

## 令和5年白浜町議会第2回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和5年6月16日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場  
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和5年6月16日 10時00分

1. 閉 議 令和5年6月16日 14時27分

1. 散 会 令和5年6月16日 14時27分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦

民生課長	小川	敦司	住民保健課長	濱口	伊佐夫
生活環境課長	榎本	崇広	観光課長	新田	将史
建設課長	玉置	康仁	上下水道課長	清水	寿重
地域防災課長	木村	晋	消防長	中本	敏也
教育委員会					
教育次長	廣畑	康雄	総務課副課長	山口	和哉

## 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 1. 会議に付した事件

日程第1

### 1. 会議の経過

#### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和5年第2回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

#### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しています。

本日の一般質問は3名を予定しています。

なお、本日で一般質問を終結したいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。

以上で諸報告を終わります。

#### ○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

---

### (1) 日程第1 一般質問

#### ○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順5番、8番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、マイナンバーカードの行政サービス問題について、2つとして、大雨、線状降水帯予報と緊急安全確保など近年の気象情報と児童生徒の安心安全の確保についてであります。

初めに、マイナンバーカードの行政サービス問題についての質問を許可します。

8番 水上君（登壇）

## ○8 番

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初にマイナンバーカードの行政サービス問題について。

マイナンバー制度は2015年の10月から始まり、2016年1月から、行政サービスでの利用が開始され、社会保障・税・災害対策の複数の分野で存在する個人情報同一人の情報であることを確認できて、公平公正な社会を実現するための重要な社会基盤だと言われています。マイナンバーカードを町に申請すれば無料で交付され、日本で住民票を持つ人全員に割り振られる12桁の番号で、行政では、関係機関同士がやり取りする際に個人を特定するために使ったりします。当初は長年交付率3割台と低く、昨年12月にこのカードについて一般質問させていただいたときには、マイナポイント第2弾が始まり、昨年11月30日では申請件数が1万3,108件で、申請率が63.4%、交付件数につきましては1万439件で、交付率が50.5%となったと報告されましたが、申請件数と交付件数の違いはなぜか、また現在のカード交付率と件数はどうであるのか、お伺いします。

## ○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

## ○番 外（町 長）

水上議員より、マイナンバーカードの行政サービス問題についてのご質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性の向上、公平公正な社会を実現する社会基盤であると言われております。

さて、議員ご質問の申請件数と交付件数の違いについてであります。マイナンバーカードを申請していただくと、申請から発行までに約1か月程度かかります。交付件数というのは、実際にカードを申請された本人が手元に受け取っている数ということになりますので、カードの申請はされていますが、まだカードが発行されていない方、役場にカードが届いていない方、また、発行されていても役場に受け取りに来られていない方等がございますので、このような手続による時間の誤差が申請件数と交付件数の差となっております。

5月31日現在の当町におけるマイナンバーカードの申請状況でございますが、申請件数が1万7,214件で申請率が83.3%、交付件数が1万5,034件、交付率が72.7%となっております。県全体としては、申請率が85.5%、交付率が74.8%となっております。

## ○議 長

○8 番

全国でマイナンバーカードを活用した行政サービスで問題が多発しています。総務省は5月にマイナポイント第2弾で、他人に誤ってポイントを付与した例を全国90の自治体で計113件確認し、マイナポータルで公金受取口座の誤登録、マイナ保険証に他人のデータ登録が約7,300件あり、うち5件で他人の医療情報が閲覧される今回のトラブルは自治体窓口での手続上の人的ミスと報告され、またマイナポータルでの公金受取口座の誤登録について、デジタル庁は登録済口座を総点検するということです。コンビニプリンターにおいて他人の住民票の写しを発行する事案など、5月の報告なので、今日現在では集計数も変わっているかと思いますが、総務省は他の自治体でも生じていないか全ての自治体を調査するとしていましたね。白浜町でも、一時停止していたと思いますが、いずれも個人情報が他人に見えてしまう深刻な不具合であるし、他人のマイナンバーカードに決裁手段をひもづける誤りも生じています。

今自分の手元にあるマイナンバーカードをまだ利用していないので不具合か否か分からないという声もあります。また、最近では個人年金情報の漏えいもありました。白浜町での報告はないが、現状と今後の対処はどうかお尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

当町におけるマイナンバーカード受付時の誤登録等のご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、全国の自治体では様々な原因により、誤登録等の事案が発生しているということは報道等により拝聞しておりますが、当町においてはそういった事案は現在のところ発生しておりません。

公金受取口座の登録につきましては、当町でも、マイナポイントの申込み時に手続支援を実施していますが、この誤登録の原因の1つは、支援窓口の端末操作において先に登録作業を行っていた方が、作業終了後にマイナポータルからのログアウトを忘れてしまう。そして、次に同じ端末で公金受取口座の登録を行った方が、誤って前に手続を行った方のアカウントに自身の預貯金口座を登録してしまったものが原因の1つということでございます。

当町におきましては、このようなことが起こらないよう、手続時には必ずログアウトするよう努めているところでございます。今後も引き続き誤登録等の発生防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいまの水上議員のご質問にお答え申し上げます。

コンビニ交付システムの不具合につきましては、5月25日から6月4日までサービス提供を停止し、点検作業を実施いたしました。点検において問題のなかった旨の報告を運営事業者より受けております。今後も安定したサービス提供のため、運用監視の徹底に努めてま

いりたいと考えております。

以上です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

マイナンバーカードは、今後運転免許証や個人が持つ国家資格を証明する手段、自動車登録などへ用途を拡大すると聞いていますが、今回のような大規模なデータの誤りが確認され原因を突き詰めると、用途拡大のたびに同じような問題が起こり得るおそれがあるのではないかと心配である。用途拡大の情報は町も把握されているのか、見直しなどはどうなのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま水上議員より、マイナンバーカードの用途拡大の情報把握、また今後の見直しにつきましてご質問いただきました。

マイナンバーカードの用途拡大につきましては、国から正式な情報等はまだ承知しておりませんが、今後、税や社会保障、災害対策の3分野以外にも手続が広がる方針も聞き及んでいるところでございます。

今後国の動き等を注視し、適切に対処してまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

適切に対応いただいて情報共有させていただきたいと思います。

次に、ネット上の個人向けページ、マイナポータルも児童手当の受給申請や保育所の入所手続、要介護認定など、子育てや介護の行政サービスをオンラインで申請できると、総務省は広報をしていますが、このようなマイナポータルのサービスも、町でも現行稼働しているのか。多くの人がカードは作っているが、さきの誤作動や不具合などの不安もあり、払拭するには実際活用できるサービスの情報をもっとタイムリーに提供するシステムや広報などが当分必要ではないか提言するが、考えを求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

マイナポータルについてのご質問でございます。

マイナポータルウェブサイトを通じて、子育てや介護などの行政手続の検索やオンラインでの申請、ワンストップのサービスが提供されており、当町においても利用することができます。令和5年2月より始まった引越しワンストップサービスは、マイナポータルからオンラインで転出届の提出と転入・転居時の来庁予定の連絡ができ、このサービスを利用することで、転出元市町村の窓口への来庁が原則不要となるため、主に単身世帯の方が利用されております。

マイナポータルについては、その情報が多岐にわたるため、広報等につきましても現状を踏まえ、どういった方法があるのか、調査、研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

公金受取口座も自治体の公的給付で活用は既にできているのでしょうか。

ワクチン接種記録システムVRSは、ワクチン接種証明のデジタル化などに使われています。私も活用していて、スマホにコロナワクチン接種証明アプリが入っています。このような個人使用できる情報はほかにはないのでしょうか。また、白浜町独自のマイナンバーカード活用を考えてはいるのか、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま水上議員より、マイナンバーカードの活用についてご質問をいただきました。

まず、当町では、別途支払いシステムにおいてあらかじめ登録された債権者情報を利用して支払いをしておりますので、現在のところ、個人がマイナポータルから登録した公金受取口座の利用はしてございません。今後、状況に応じまして活用を検討してまいりたいと考えております。

また、白浜町独自のマイナンバーカード活用につきましても、今後、活用の可能性についての検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

住基カードが始まったときに、国はその住基カードの活用法として、例えば病院の予約が取れるであるとか、図書館の本の閲覧ができるとか、それから貸出しが住基カードでできるとかそういうことも言っていました。また研究して検討していただきたいと思います。

ニュースでは日ごとにマイナンバーカードの不具合を報じていますが、マイナンバーの個人権利、そして利益の保護、その観点から不具合や情報漏えいなどへの不正利用に対する救済措置が今後課題だと思えます。

これでマイナンバーカードの行政サービス問題については、終わります。

○議 長

以上で、マイナンバーカードの行政サービス問題についての質問は終わりました。

次に、大雨、線状降水帯予報と緊急安全確保など近年の気象情報と児童生徒の安心安全の確保についての質問を許可します。

8番 水上君

○8 番

先に、大雨、線状降水帯予報と緊急安全確保などについてお尋ねしたいと思います。

6月2日の大雨で、和歌山県内緊急安全確保や避難指示、高齢者等避難が白浜町でも全域※で出されました。

【※P.22 に訂正発言あり】

避難所開設と避難行動はどうであったのかお尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

水上議員より、今月上旬に発生しました、台風2号及び前線の影響を受けての大雨による、本町における避難所開設等の対応に関するご質問をいただきました。

幸いにして本町では、人的及び物的被害は確認されませんでした。県内外の広い範囲に被害をもたらした記録的な大雨は、各地に甚大な浸水被害等の大きな爪痕を残し、今なお懸命な災害復旧活動が行われているところです。

本町においても、6月2日から翌日にかけて本件に対する警戒態勢をしき、対応に努めたところでございますが、当日の避難所開設及び避難の状況につきましては、担当課長より答弁させます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

水上議員より、避難所の開設と避難行動に関するご質問をいただきました。

本町における避難所の開設状況につきましては、大雨による土砂災害発生の危険度を示します土壌雨量指数が、日置川地域において高齢者等避難発令の対象となる警戒レベル3となったことを受けまして、災害対策本部会議での協議を踏まえ、午後2時に日置川地域に、高齢者等避難情報の発令及び日置川地域への町指定避難所の8か所を同時刻でもって開設したところでございます。

次に避難行動につきましては、日置川地域におきまして、1名の方が6月2日から翌日の警報解除まで避難されております。また、富田地域におきましては、6月2日の午前中に自主避難の申出がありましたので、2名の方が同日の午後0時30分まで避難されていた状況となっております。

以上です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

この緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令があっても、大雨の中危険箇所であれば猶予はないが、なかなか家から出る人は少ないのではないかと心配していました。こんなときに介助が欲しい方もいます。要介護者の再確認も必要になってきます。要介護者情報や避難経路の見直しはできているのでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

町では、介護度が要介護3以上の方や身体障害者手帳1、2級を所持されている方など、要支援者となる方々の情報を登録した避難行動要支援者名簿を作成しておりまして、令和3年度より、白浜警察署や消防団、各自治会や民生委員など災害時に支援活動ができる関係機関等に名簿の提出をさせていただいております。介護情報など登録内容につきましては、毎年4月1日現在で更新を行っておりまして、この名簿を活用いただくことで要支援者の身体的な状況などを確認いただき、日頃からの声かけとともに、地域で開催される防災訓練等において要支援者に合ったルートの確認ができると考えております。

以上でございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

線状降水帯は発生から短時間で甚大な被害をもたらしました。最初の線状降水帯は高知県で発生。その後も和歌山県、奈良県、三重県、夕方から夜にかけては愛知県と静岡県で発生。6つの県で合計11回も線状降水帯の発生情報が出されるという初の事態だと報道されましたが、線状降水帯は地図の上で解説を見ると、100ミリ超えの雨量が広範囲で降り、今回の大雨でも甚大な被害が発生しましたが、白浜町での被害状況はいかがだったのでしょうか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

今回本町におきましては、一時的な道路の冠水及びJRきのくに線が終日の運転取りやめ、午後6時10分に紀勢自動車道上富田インターチェンジから南紀白浜インターチェンジ間の上下線での通行止めが行われましたが、冒頭で町長が答弁されましたとおり、幸いに本町におきましては、人的及び物的被害は確認されておりません。

以上です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

気象庁は2021年から線状降水帯の発生が確認された場合に、顕著な大雨に関する情報を発表していますが、線状降水帯という言葉が一気に社会に浸透しました。この頃、発生が予測される場合には、半日から6時間前までに気象情報の中で伝えていましたが、先日の線状降水帯の気象庁の言う最大30分前倒し通知は機能したのでしょうか。予報と同時に発生したという報道もありました。県下、白浜町での今回の情報はどうであったのか。

またこのような状況下での役場担当課の夜を徹した配備はどのような事態であったのかお尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

線状降水帯を伴う顕著な大雨に関する気象情報につきましては、これまでは発表基準を実績で満たしたときに発表されていましたが、迫りくる大雨災害の危機感をいち早く高めるこ



とを目的に、本年5月25日から予測段階で発表基準を満たす場合に「最大30分程度前倒しして発表」するように運用が変更されております。

議員から県下、また白浜町において前倒しで発表された情報がどうであったかというご質問をいただきましたが、今回は本町を含んだ地域に線状降水帯に関する気象情報の発表がなされていませんので、情報の評価をすることはできませんが、今後この情報が発表された場合には、各課との緊密な連携の下に災害対策を実施してまいりたいと考えてございます。

次に、役場担当課の配備体制につきましては、6月2日午前7時20分の職員警戒準備体制にはじまりまして、午前10時の災害対策本部の設置等、地域防災計画に基づく職員配備体制を翌日の警報が解除された午前4時45分まで取ったところでございます。申し訳ございません、午前10時と言いましたが午前11時の災害対策本部の設置でございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

防災情報局として開局したFMビーチステーションでも、気象情報などを随時放送中に入れ、警報解除まで職員は待機したそうです。県下では被災された地域があります。各地では今なお雨予報が続き、復旧もなかなか進まないと聞きます。被災地には、白浜町と白浜町社会福祉協議会から連携して、各地の災害ボランティアセンターへの支援に入られているそうですし、また、個人でも被災地にボランティアに入られている方もいらっしゃいますが、参加される場合は各地、また白浜町の社会福祉協議会に届けていただけると、ボランティア保険の加入や活動場所の手配もしてさせていただきます。

土砂災害や集中豪雨の主な要因となる線状降水帯は近年見聞するようになった言葉ですが、気象庁気象研究所の研究成果によれば、線状降水帯がもたらしたと見られる集中豪雨の発生頻度は、45年間で2.2倍に増えているといえます。白浜町が2020年に作成した土砂災害ハザードマップを見ると、土砂災害の警戒区域などで、改めて危険箇所が増えていないか検証する必要があるのではないかと、いかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま水上議員より土砂災害ハザードマップの検証に関するご質問をいただきました。

土砂災害ハザードマップは、住民の皆様に対しまして、平時から土砂災害に関するリスク情報を提供するとともに、土砂災害から避難時に活用される重要ルートであり、和歌山県が指定しております「土砂災害のおそれのある区域」を基に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等を記載し、住民の皆様にも配布させていただいているところでございます。

和歌山県では、定期的に調査を行いまして、危険箇所の対策等を行ったところの見直しをしてございます。白浜町といたしましても、今年度に和歌山県が見直した結果を反映した土砂災害ハザードマップを修正する予定で進めております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

2019年に「町内会の皆様へ 白浜町からの重要なお知らせ」として、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の回覧板が回ってきました。その後、土砂災害警戒区域のイエローゾーンやレッドゾーンについて一般質問したことがあります。その後2020年にハザードマップが作成されました。土石流や地滑り、急傾斜の崩壊などのおそれがある区域は、民家や学校付近にも点在しています。土砂災害防止法では住民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、1、危険の周知、そして警戒避難体制の整備、2、一定の開発行為の制限、3、建築物の構造規制や既存住宅の移転促進など、ソフト対策で土木工事によらない対策を推進するとありましたが、ここで進捗を伺いたいところですが、「見直しをされる」と今回答弁もいただいたので、その結果の報告を待ちたいと思います。

線状降水帯は発達した雨雲が次々と発生し、線状に列をなして組織化した積乱雲群で、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過、または停滞し、長さ50キロから300キロ、幅20キロから50キロ程度の線状の降雨域と定義されることが多いようです。ニュースの大雨情報でも、地図上に横に長く表現された雨雲で、近年の集中豪雨の大半は線状降水帯に該当するとされ、毎年のように国内で甚大な災害をもたらしています。

そこで調べてみると、精緻な数値予報モデルの開発については、文部科学省などの協力を得て、スーパーコンピューター富岳を活用し、解像度1キロメートルの高解像度数値予防モデルの開発や、梅雨時期を中心に開発中の数値予報モデルの富岳上でのリアルタイム実行を行うなど開発を加速化していて、さらに大学など研究機関とも連携して最新の気象衛星搭載センサーなどの高密度・高頻度データの同化技術を開発するなど、観測データを数値予報モデルで高度に利用するための開発を進めているそうです。

気象庁が線状降水帯の予測に対する自治体の対応が遅れていると指摘し、線状降水帯は短時間に局地的な豪雨をもたらす、甚大な被害を招くおそれがあるが、日本経済新聞の調査では、過去の豪雨災害で犠牲者が出た全国35都市のうち約7割が予測が出た場合の対応策を決めていなかった。予測精度の向上に加え、地域特性に応じた予測の活用策が求められています。

白浜町では、できること、今後しなければならないことなど予測の活用策について伺います。答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

線状降水帯を含む「顕著な大雨に関する気象情報」につきましては、防災気象情報における警戒レベル相当を補足する情報としまして、警戒レベル4相当以上の状況の際に発表されることとなっております。この警戒レベル4相当は、危険な場所からの避難が必要とされるもので、本町からの避難指示の発令に留意いただくとともに、河川や水位情報等に注視していただき、命を守る行動が必要となる警戒レベルとなっております。

線状降水帯に関する情報につきましては、既に発表されています大雨、土砂災害、洪水に関する各警報に加えまして、危険度が急激に高まっている状況を伝える情報となっておりますので、本町といたしましては、引き続き、和歌山地方気象台及び和歌山県との緊密な情報収集に努めるとともに、各課との連携を密にしまして、高齢者等避難が必要となる警戒レベ

ル3相当の段階での速やかな避難所の開設や、防災行政無線、また安全安心メール、ホームページ、南紀白浜コミュニティ放送局によるFM放送等を通じまして、防災対策への活用を図ってまいりたく、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

安全安心メールが今回私には届かなかったんですが。もちろん発信していただいていたと思うんですけども。

次に、気象庁での予測活用策、今、白浜町は何ができるかということをお尋ねしたんですが、豪雨防災については、気象庁での予測活用策ですが、2025年には、局地モデルを1キロメートル以下に高解像度化と、局地モデルにおける観測ビッグデータの利用、そして2030年には集中豪雨発生前に明るいうちからの避難など、早期の警戒、避難を実現する。台風防災については、2025年には、数日より先の予報には地球全体をカバーする全球モデルが必要となります。全球モデルを10キロメートル以下へ高解像度化する観測ビッグデータのさらなる利用と、AI技術を活用したモデル開発、2030年に大規模災害に備えた広域避難、そしてその対応に資する数日先予測の高精度化、社会経済活動への貢献としては、2025年には地球システムモデルの開発と、2030年には生産流通計画の最適化などに資する高精度な気象・気候予測を実現、温暖化への対応策としては、2025年には、地域気候モデルのさらなる高度化と、2030年には我が町の地球温暖化予測により国や自治体などの適応策の策定に貢献するなど、2030年に向けた気象予測のさらなる活用を策定しています。白浜町でも年次目標を持って、それに近づける協議と取組を求めたいと思います。

次に、注意報、警報の発令と、児童生徒の安心安全について伺います。

6月2日の大雨警報は通学時間前に発令されたので、前日からの天気予報で大雨を心配していましたが、町内では休校になって一安心しました。学校での注意報、警報の発令時の措置はどうなっているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

警報等発令時の児童生徒の安心安全の確保についてご答弁いたします。

暴風、大雨、洪水、津波警報等が発表されたときの対応につきましては、各学校において、児童生徒に災害対応の内容について指導し、年度初めには学校から保護者へプリントを配布して周知してございます。途中で解除された場合は、解除後の対応についても記載しており、必要がある場合は、学校から保護者に一斉メールでもお知らせしています。

登校後、警報が発表された場合には学校待機となり、状況によっては保護者にお迎えを要請する場合があります。

各学校が作成している危機管理マニュアルに基づいて対応しながら、必要に応じて保護者と連絡を取り、児童生徒の安心安全を確保するように努めています。

以上です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

児童生徒を預かる先生にもご意見いただきました。ご紹介したいと思います。

警報発令と命を守る行動はまた別なような気がしています。警報発令はもちろん警戒をするということになるのですが、学校が、自宅待機にする、休校にする、給食をカットにするなどといった判断基準になります。学校によって校区の広さやリスクの大きさによって、どの警報が休校に当たるのかは違います。警報が発令されている、されていないにかかわらず、通学路の防犯上、気象関係の危険性については、日頃から意識をしておく必要があると思います。また、想定にとらわれない、命を守る判断力も必要になります。突然起こったことに対して、予想していなかったことに対して、自分で考えて適切な行動をすることができる防災学習は必要だと思っています。なので、大雨警報が発令されていても、そもそも休校にならない学校もありますし、校区内の安全が確保される場合には登下校させる可能性もありますと、ご意見、お話を聞かせていただきました。

ここまでは子供たちの安全安心のために、児童生徒を預かる身として、現場の先生からのご意見です。

何年か前に、大雨で浸水した道路で側溝との差が見えず、流されて被害に遭った児童が他所でありました。悲しい出来事でしたから、忘れられません。日頃から平時に通学路を歩き、ワークショップで子供たちが危険箇所を認識できるような、また、安心安全のために命を守る防災学習がもっと必要ではないか、教育長の考えを伺います。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

小学校における防災学習についてご答弁申し上げます。

教育次長も答弁いたしましたが、登校前に、大雨、暴風等の警報が発表された場合は自宅待機となり、外出しないようになっています。また、登校後に警報が発表された場合は保護者にお迎えを要請しています。保護者による送迎が難しい場合には職員が送迎するなど、児童生徒が1人で危険な場所に行くことのないように対応しております。

小学校低学年では校区内を実際に歩き、施設や道路状況について学習するまち探検を行い、また、夏休み前に校区安全マップを作成、配布するなど、危険箇所を子供たちと共有している学校もあります。

その他の防災安全教育の充実としまして、和歌山県防災教育指導の手引きを活用した防災教育と実践的な避難訓練を行っています。地震、津波等の災害に対応した防災教育や避難訓練に取り組み、避難3原則、「想定にとらわれない」「最善を尽くす」「率先避難者になる」に沿って、自分の命を守ることができる行動について学んでいます。避難訓練実施後には、児童生徒だけでなく教職員も振り返りを行い、防災マニュアルの見直し、児童生徒の安全確保、学校の防災体制について課題と成果を洗い出し、改善に努めています。

それぞれの家庭におきましても、常日頃より危険なときにはどのように行動すればよいのか、一緒に生活圏を歩いてもらうなど、安全について再確認する機会をつくっていただい

おります。

今後も引き続き、自助・共助の意識を育てる防災教育に取り組んでいきたいと考えています。

○議 長

8番 水上君

○8 番

対策を取っていただいているということですので、さらにとということで今日は質問させていただきます。

最後に、安心安全といえ、昨日も質問に出ていましたが、これからの暑い時期、児童の下校時、日中の気温が30度近くなり、昨年1年生の下校の様子を見ますと、帽子はかぶっていますが、その下から汗が流れて、もう顔は真っ赤で背中やランドセルは重く、ランドセルは通気性がないので下の制服は汗でぬれています。手には水筒や体操服の入った布袋を持っていますが、片手には土がついています。どうしたのかと尋ねると、小さな体には持っている荷物だけでも大変なのに、暑くてどうもふらついて帰り道、土留めの擁壁に手をついたようで転ばなくてよかったです。真っ赤な顔を見て熱中症を心配しました。校長先生にその状況を相談しましたところ、ランドセルの代わりに軽い通気性のよいバックでの通学を許可していただきました。

町内ではそんな配慮をしていただいている学校もあるかと思いますが、子供のことを第一に考えて、今年も暑いこの時期、そのような配慮をしていただけるように提言して、質問を終わりたいと思います。校長会でもひとつそういう事案をご紹介していただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議 長

以上で、大雨、線状降水帯予報と緊急安全確保など近年の気象情報と児童生徒の安心安全の確保についての質問は終わりました。

以上をもって、水上君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

(休憩 10時41分 再開 10時53分)

○議 長

再開します。

通告順6番、5番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は分割方式です。通告質問時間は45分です。

質問事項は、1つとして、健診について、2つとして、子育て支援についてであります。

初めに、健診についての質問を許可します。

5番 廣畑君(登壇)

○5 番

それでは、質問いたしたいと思います。

まず、健診についてということでございます。

さて、健診についてお伺いします。令和5年度の、町の「健康・健診ガイド」が送られて

きました。健診の意義について、どのように考えていますか。

集団健診、個別健診、人間ドック、または大腸がん検診、巡回バスの検診、歯周病検診の予定や自己負担額の金額が記述されています。また白浜はまゆう病院のホームページには、白浜町、上富田町と田辺市の自己負担額が記述されています。これは、各自治体の住民が白浜はまゆう病院で受けられる健診の負担金です。この負担金は田辺市と上富田町がかなり安い金額で、白浜町との差が2,000円ほど、白浜町民の場合は高いわけです。こうしたことについてどうしてなのでしょう。住民の疑問となっています。また、前立腺がんの項目を外したということではありますが、どうしてでしょうか。

個人負担金の費用が町ごとに違う。当たり前といえば当たり前ですが、十分その違いを広報することも必要ではありませんか。健診の趣旨からいって、多くの町民に受診してもらうことが大切であります。疾病に罹患する前に予防することが大切であり、医療費の削減になります。そうしたことから、自己負担金を下げてもいいのではありませんか。健診を受ける方を増やしていく。そのことは必要である、このように思います。このことについてお尋ねをします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員より、健診に関するご質問をいただきました。

2000年に世界保健機関（WHO）が健康寿命を提唱されて以来、寿命を延ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を延ばすかに関心が高まっています。健康寿命を延ばすには、いかに健康な状態を維持していけるかが重要となります。

そこで、客観的に個々の健康状態を把握できるものとして、特定健診があります。特定健診では、身体計測や血液検査等を行うことで、初期にはなかなか自覚症状が出現しにくい生活習慣病を早期に発見し、早期に対策を行うことで、健康寿命の延伸につながるものと考えています。また、胃や大腸といった各種のがん検診におきましても、検診を受けることで早期発見、早期治療につながり、結果として、健康寿命の延伸や医療費の抑制にもつながるため、十分意義のあるものと考えています。

健診事業の詳細につきましては担当課長より答弁させます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

廣畑議員より、白浜町の間人ドックは他の市町より健診の負担金が高いのではないかとしようなご質問等々をいただいております。

当町では、平成20年度より人間ドック事業を開始し、近隣市町と同等の助成率であったこともございますが、受診者の増加により、予算の範囲内でより多くの方に健診を受けていただくため、助成率を引き下げることに至った経緯がございます。

保健事業については、各市町でそれぞれ様々な保健事業を展開され、それぞれ特色があるものと考えております。当町における特定健診については、人間ドックだけでなく、町が実

施している集団健診と田辺西牟婁郡内の医療機関で個別に受診していただける個別健診があります。集団健診や個別健診では、基本的な特定健診の項目のほか、追加検査項目を充実させて、約1万3,000円かかる費用が自己負担なしで受診いただけるよう力を入れております。人間ドックの検査項目より検査項目は少ないのですが、受診できる医療機関も田辺西牟婁郡内のかかりつけ医での健診も可能となることから、より身近で受診しやすい環境を提供しているところでございます。ただご指摘のありましたことにつきましては、今後事業を推進する上で、他市町の状況も把握しながら、調査研究に努めたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、前立腺がん項目についてのご質問でございます。

前立腺がん検診は、町として平成24年度より実施してきましたが、令和元年度をもって終了することといたしました。これは厚生労働省の有効性評価に基づく前立腺がんガイドラインにより、前立腺がん検診が死亡率を減少させる効果などを判断するには証拠が不十分であり、市町村が実施する検診としては進められないとされたため、総合的に判断し、終了としたものでございます。

次に、健診の受診勧奨につきましては、町広報や個別での通知などあらゆる機会において実施してきておりますが、議員おっしゃられるように、疾病予防や医療費削減のため、継続的な啓発で受診者の増加に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があればこれを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

それでは、再質問ということですか。

人間ドックで白浜町が助成している医療機関のうち前立腺がんの検査を行っている医療機関があるのかどうか、そのことをお伺いします。

○議 長

当局の答弁を求めます。

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

前立腺がん検査を行っている医療機関についてのご質問でございます。

町が人間ドック健診費用の助成を行っている医療機関のうち、紀南病院と南和歌山医療センターでは、基本検査の中に前立腺がん検査が含まれております。

以上でございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

次に、再々質問があればこれを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

紀南病院などで行っておるということでありまして。やっぱり健診で疾病を予防していくと

いうことは、さらなる住民サービスの向上と申しますか、提供していくというふうなことであります。国民健康保険の保険料の問題もありますし、おっしゃられることは分かるんですが、やはりそうした住民サービスについて、どのように質というか、量も上げていくかということについて、再度町長のお考えを聞かせていただきたい、伺いたい、このように思います。いかがですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

今廣畑議員から住民サービスの低下につながらないようにということでございます。

そのとおりだと思いますし、町といたしましても、健康寿命を延ばすためにも、各種健診とかいったことにつきましても、それぞれの医療機関と連携しながら、町民の皆様方の命と、それから健康を守るために頑張っていきたいというふうに思っております。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

ぜひそうした啓発についても、何というか、反応がない方もおるとは思いますけれども、やっぱりその裏には生活の重みというか、どういうふうに住生活しているかというふうなこともあると思いますし、啓発をぜひ行っていただきたい。このこともお願いしたいと思います。

それでは、このことについてはこれで終わります。

○議 長

以上で、健診についての質問は終わりました。

次に、子育て支援についての質問を許可します。

5番 廣畑君

○5 番

それでは、子育て支援についてということでお尋ねします。

まず子ども食堂についてお考えをお聞きします。

「1日3回の規則正しい食事の習慣が、生活リズムをつくる」、このように言われています。そうしたことがおろそかになってきているのが成人である我々かなというふうに思うわけですね。さて、幼児期は、幼児期の食事と生活リズムをつくるのが、また学童期では、幼児期に続き全身の骨格が成長し、そして乳歯が永久歯に生えかわる、こういう時期であり、代謝が高まり活発に運動することも増え、食欲旺盛になります。この時期に正しい食習慣を身につけることが大切、このように言われています。

朝ご飯を抜くと体温が上がらず、脳が活性化せず、また夜になってもなかなか眠くならない。朝ご飯を食べることで勉強に集中できたり、体も活発に動くようになるということです。食事は生活リズムをつくる、このように言われ、まず朝ご飯を食べることとされています。それは子供に限ったことではありません。

さて、少々古いことですが、平成28年の厚生労働省の調査では、シングルマザーの平均年収は二百数十万円となっております。半数近くの方が非正規雇用であります。また、様々な場面で親の収入格差が子供の教育や貧困につながっており、世代間での貧困の連鎖も起き



ています。また、ひとり親となる要因の多くは離婚であり、離婚による養育費を半数以上のシングルマザーは受け取っていません。養育費なしで子育てをしています。

さてこの二十数年の経済の規制緩和の下、仕事の非正規化が進み、働く世代の収入も200万円を切る中、貧富の格差の拡大、生活困窮世帯も増えてきています。また、町の国民健康保険税の軽減世帯も増えてきています。報道によりますと、県知事は、県内全ての小学校区で子ども食堂を3年間で200か所設置するとのこと。「家庭で栄養のある食事を取れない子供たちやふだん1人で食べている子供たちを支援しよう。食事の提供だけでなく、地域コミュニティーの柱になる施設として、食事の提供だけではなしに多世代の交流や学習支援にもつなげたい」、このように語っています。

子ども食堂開設に当たって改修費に最高で40万円、学習支援や多世代交流のための備品購入に最高で20万円の補助となっています。補助率は100%とのこと。

子供たちを支援しているNPO白浜レスキューネットワークがありますが、もう20年ほど前から、もっと前かも分かりませんが、夏休みや放課後の児童を対象に、子供の居場所づくりとしてコペルくんに取り組んでいます。特に夏休みは40人が登録して、常に20人ぐらい参加をしています。学習やものづくり、自然への働きかけなど、ボランティアにも呼びかけて活動をし、昼ご飯の提供も行っておられます。こうした活動が、今日の子ども食堂の原型だと思えます。

新型コロナウイルス感染症を経て、地域や保護者もまだまだ生活が大変です。

そこで町当局の子ども食堂へのお考えと、子育て世代の状況を把握するための1つの方法としまして、子育て世帯生活支援特別給付金、この状況をお聞きしたいのですが、白浜町の給付状況はいかがですか。

そして、次に、給食費の無償化についてお尋ねします。

給食費の無償化は、県下で21自治体に取り組んでいます。また町は、今年度2学期から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して保幼小中で行うことと、今議会に提案されていますが、このことについての考え方もお伺いします。

ご存じのように、日本国憲法第26条第2項で、義務教育はこれを無償とするとうたわれています。日本国憲法ができた頃、教育費の無償についての国会答弁で、時期が来れば給食も無償に含んでいるとのことでした。私たちの世代は授業料だけの無償でした。教科書は買うか、上級生や親戚の年上の人が使ったものを譲り受ける、こういうことで使用してまいりました。落書きなどがありました。その後、国民の運動が進む中で、1965年頃だと思えますが、教科書が段階的に無償になりました。今ひな壇におられる皆さんは、ほとんどの方がこの国の憲法に基づいた無償化政策の恩恵に浴してきたというふうに思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の法的な取扱い区分が2類から5類に下がったとはいえ、子供たちの置かれている環境は、親ともども大変です。この給食費のさらなる無償化についていかが考えますか。このことについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

まず廣畑議員から子ども食堂に関するご質問をいただきました。

子ども食堂は、地域の子供が1人でも行ける無料または低額の食堂で、子供への食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場としての役割を果たしており、子供の貧困対策と地域の交流拠点を大きな活動の柱として全国的にも広がりが見られております。

先日、「どこにも子ども食堂プラン」と位置づけ、現在県内に約50か所ある子ども食堂を毎年50か所ずつ増やし、今後3年間で県内に約200ある小学校区の全てに少なくとも1か所ずつ設けるといった県知事のコメントがございました。

県では、子ども食堂の運営については、子供の支援を目的に活動しているNPO法人等の団体などを予定しており、初期設備、備品等の購入に対する補助制度も設けておりますので、町といたしましても、子ども食堂を開設したいというご相談があれば、こうした補助制度などをご案内し、開設に向けた支援ができればと考えております。

また、令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ですが、給付見込み数として307世帯、児童数508人となっております。

続きまして、廣畑議員から学校給食の無償化についてのご質問をいただきました。

給食を無償で提供するためには多くの財源が必要となり、全国で無償化を実施している自治体が少ないのは、多額の予算を確保することが困難であることが1つの要因であると思われます。当町の場合、1年間に徴収させていただきます小中学校の給食費の合計を試算いたしますと、令和5年度の概算ではございますが、約6,640万円となります。こうしたことから、給食の無償化については、財政的な負担が大変大きく現在のところ考えておりませんが、引き続き保護者の方々にご理解をいただきながら、安心安全な学校給食の提供に取り組んでいきたいと考えております。

#### ○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

#### ○番 外（教育長）

引き続き、給食費の無償化についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、エネルギー、食品価格等の物価高騰による子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、令和2年度と令和4年度に、学校給食無償化事業として累計約5,620万円の支援を行いました。また、今議会においても、令和5年9月から令和6年3月までの間、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者への負担軽減の施策として補正予算を上程するところでございます。

議員のおっしゃられる日本国憲法第26条には、義務教育はこれを無償とするとあります。その中には何が含まれているのかは定められておりません。学校給食は、学校給食の充実及び学校における食育の推進を図ることを定めた学校給食法に基づき実施しております。経費の負担ではありますが、学校給食法第10条には、必要な施設及び設備等に要する経費は町の負担とされており、同条第2項には、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費、いわゆる学校給食費は学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされています。

物価高騰による住民生活への影響など今後もいつまで続くのか、まだまだ見通せない状況ではありますが、引き続き、学校給食を円滑に実施できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があればこれを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

それでは、再質問ということでお伺いします。

小中学生を持つ子育て世帯は、今、教材費、あるいはまた制服、体操着、学用品、そして給食費、また修学旅行積立金等々を負担しております。中でも給食費は1人年間5万円弱であります。2人で10万円、3人ともなると15万円近くかかります。やはり生きていくということ、食物を取らんなんということが基本であります。

先月、県下で2例目となる児童家庭支援センターが白浜町青少年センターの一角に開所されました。その運営は白浜レスキューネットワークです。その開所式で、藤藪センター長自身は、自殺防止の現場に30年近く関わって、児童虐待等社会の中で孤立したり行き詰まったりする子供たちから大人まで、支援したりした方々は1,000人を超える、このように述べておられます。この経験から確信を持って言えることは、生まれてくる子供を、ご家庭だけでなくその周りの人たちがどれだけ関わって育てていくかでその子供の将来が決まる、このように言われています。

そのような中で、行政として施策はいろいろありますが、食育が言われています。この食の支援として、せめて学校に行っている間は、昼食は誰一人不自由させない、こういう思いを持って取り組んでいただきたい。

このように思うわけです。いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

廣畑議員からお話しいただきましたけれども、給食費の無償化につきましては、実施自治体ということ言えば、全国的にももちろん少しずつ増えてはおるんですけども、まだ1,740自治体のうちの、某新聞社の調査によりますと256自治体ということで、まだ15%弱なんです。ですから、全体的にはまだまだ少ないというふうに私は思っております。

ただ和歌山県のほうにおきましても、完全な無償化というのは30自治体のうちの9の自治体でございますので、30%あるんですけども、その中でもやはり市は1つであとはもう町、あるいは村ということで、非常に小さな規模の自治体といいますか、人口の少ないところに集中しております。

そういった意味でやはり財源が非常に確保するのが大変難しいというのも大きな要因の1つだというふうに思っております。

その中で、和歌山県の新しい知事が給食費の無償化ということもこれから検討していくというふうな報道もされておりますし、それが公約の1つになっておりますので、その辺も国や県の動向も注視しながら、給食費の無償化につきましては、今までは大体国の臨時交付金で一時的に学校給食費の無償化事業をしてきましたけれども、それを踏まえても、やはりこれからそういった時代の流れを読みながら、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

町長から答弁をいただきました。

今行われようとしているのはいわゆる臨時交付金ですね。でも、新型コロナウイルス感染症が収束しつつあるというても最近の報道では中国あたりでまた広がってきているというふうなことであります。そういう2類から5類に引き下げられたということですが、そういう中で、私たちが若いときの生活と今の若い世代が子育てをしていくときの生活環境というのはほんまに違うと思うんです。やっぱり今の働く世代、子育ての世代の大切さ、ひとり親家庭だけではなくて、2人親がおる家庭についてもやっぱり大変です。私の近所にも大変な家庭もありますし、やっぱり白浜町の未来の子育て世代の将来、今の子育て世代と違って未来の白浜町の子育て世代の将来がかかっておる。

先ほどの藤藪センター長の話ではありませんけれども、やっぱり環境をつくっていく、整えていく。やっぱり食は、おひさん西西とよく言われますけれども、ご飯を食べないと生きていけないわけです。やっぱりそのところに、せめて学校の給食のときだけは、安心して笑いながらご飯が頂ける、こういうふうなことが必要であると思います。

どのように支援していくか、財源の話もあります。先ほども言われましたけれど、やっぱり財源については、皆さんで知恵を絞って絞り出していく、このことが必要であるように思います。それだけの価値があると思うんです。白浜町を背負う未来の青年、若い人らをどうつくっていくのかというふうなことであります。

子供は一人一人親を選べません。せめて学校給食の無償化を、町の政策として引き続き取り組むように、今、町長にこのことを問うてもなかなかつらい面があると思います。しかし、ぜひ町の政策として決断していただきたいというふうに思います。

この再々質問では、町長の日本国憲法第26条にも関わって考えをお聞かせいただきたい、このように思います。いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

先ほど教育長からも答弁させていただきましたけれども、日本国憲法第26条には義務教育はこれを無償とするとありますけれども、何が含まれているかということまでは言及されておりません。そういう中では、今後、いろんな司法判断もあるかと思えますけれども、我々としまして、自治体をこれから運営していくに当たっては、その辺り、どういうふうになれば子育て世代の支援ができるのか、充実した子供のための施策がこれから取れるのかということをやっぱり念頭に置いて、最優先にこういった子育て世代の支援もこれから充実させていきたいというふうに思っております。これはもう給食費の無償化だけではございません。今年度で予算をいただいております、18歳までの医療費の無償化、これも必要だと思えますし、ランドセルは来年度から2万円までの上限で補助金を出させていただきますので、そういった、総合的にこれから将来の未来の子供ために白浜町としてどんなことができるのかということを実際に、これまで以上に考えてまいりたいというふうに思います。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

これで終わりますけれども、子どもの権利条約が国連で1990年に採択されました。その後5年たって、日本は批准をしたわけです。そしてもう三十数年たつわけです。今、ようやく具体的にいろんな経済政策の中で翻弄されながら、みんな生きてきているというのが現状です。ぜひ未来の白浜町を背負う子供たちのために、せめて給食費は無償にということをも町の政策として取り組んでいていただきたいと、こういう思いを持って一般質問を終わります。

○議 長

以上で、子育て支援についての質問は終わりました。

以上をもって、廣畑君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 11時28分 再開 12時56分)

○議 長

再開します。

8番水上君から、午前中の一般質問で、一部発言の訂正の申出がありますので、これを許可いたします。

8番 水上君

○8 番

午前中の一般質問の、大雨、線状降水帯予報と緊急安全確保の質問の中で、「6月2日の大雨で和歌山県内緊急安全確保や避難指示、高齢者等避難が白浜町でも全域で出されました」と発言しましたが、「白浜町でも全域」を「白浜町では日置川地域」と訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議 長

ただいま水上君から一般質問の発言において一部訂正の申出がありました。

会議規則第64条の規定により、この申出について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、水上君からの発言訂正の申出を許可することに決定いたしました。

引き続き、通告順7番、3番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は90分です。

質問事項は、1つとして、高齢者の交通手段について、2つとして、観光施策についてであります。

初めに、高齢者の交通手段についての質問を許可します。

3番 溝口君(登壇)

○3 番

それでは、通告に従いまして、6月議会の一般質問をしまいたいと思います。そして

今ちょうど議長からご紹介がありましたように今回は2項目についての質問になります。

それでは早速でございますが、1番目の高齢者の交通手段についての質問をしてみたいと思います。この質問につきましては、最初に令和3年の3月議会でも質問をいたしました。それからあと2回ほど多分質問をしているかなと。私も議員にならせていただいてから40回ぐらい一般質問をするかなと思うんですけども、こんなに1つの項目で短い期間の中で2回も3回もするのは初めてであります。

それでは入っていきたいと思います。

過去の質問の当局の答弁では、白浜はまゆう病院と協議を進め、そしてこの事業に係る予算の一部を補助して、白浜はまゆう病院が患者送迎サービスの運行事業ができるように取り組んでいきますと、このように明快な答弁がございました。それを受けまして、最初は相談があったわけでありまして、そんな中でこういった答弁をいただきましたので、私も高齢者の方々に、白浜はまゆう病院への送迎サービス事業が間もなく始まりますのでもう少し待ってくださいますと安心してくださいますと、そのように高齢者の方々に、そんなに数多くはございませんが、何人かに報告した記憶がございます。それから、もうぼちぼち始まるかなと思っておったわけでありまして、少し前に高齢者の方から「耕太郎さん、いつになったらこの白浜はまゆう病院への患者送迎サービスというんですか、これが始まるんですか」と。「耕太郎さんからいよいよ始まりますからと当局のほうで答弁しましたよ」と。「もう少しだけ待ってください」と。「そのように報告を受けたのでありますが、いつになったら始まるんですか」と。これは1か月ぐらい前に質問がございまして、そういう意味も兼ねて確認の意味でこれがこの事業についての最後の質問になろうかと思っておりますけれども、質問することにいたしました。

そしてこの患者送迎サービスの質問をしてから、今も言いましたように既に2年が経過をしているわけでありまして。しかし私もこの2年間というのは、新型コロナウイルス感染症の関係で、行政もそしてまた白浜はまゆう病院等含めた医療機関も、この新型コロナウイルス感染症の対応に大変な時期だったかなと、そのように思います。

そういうわけで、少しこの患者送迎サービス事業の実施が遅れているのもある程度致し方ないかなと、私自身はそのように解釈をしておるわけでありまして。しかし他方、そのように、やはり白浜はまゆう病院での送迎サービスの事業を心待ちにしている高齢者の方が存在をしているというのも事実であります。ですから、いよいよ当局に、最後の明快なそこら辺の答弁を発していただければ、してもらいたいなど、その意味を込めて質問をいたします。

それでは、最初に今言いましたように、この患者送迎サービス事業の実際の見通しはどのようなになっているのか、このことをまず当局の答弁をもらいたいと思います。どうですか。

○議長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

溝口議員から高齢者の交通手段についてご質問いただきました。

溝口議員からはこれまでも令和3年に2回、令和4年に1回と、この件についてご質問いただきました。また、高齢者の患者送迎サービスにつきましては、以前から議会の

一般質問や地元区長会の統一要望としてもご意見をいただいております。

富田地域の患者送迎サービスにつきましては、一昨年より白浜はまゆう病院と定期的に協議を続けており、運行方法については、各地域を巡回する巡回型の方式と、自宅まで送迎するドア・ツー・ドア方式について、それぞれのメリットやデメリット、課題等について検証してまいりました。

そして、議員ご質問の患者送迎サービス事業の開始時期につきましては、現在、白浜はまゆう病院において、車両の調達作業や運行業務の事業者選定作業が進められており、令和5年10月1日を目途に事業開始を予定しているということでございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そういたしましたら、ただいま町長のほうからいろいろ運行車両の手配等とかいろいろな手配をして、10月1日から事業実施であると、このようにはっきりと日にちまで答弁がありました。今まで過去2年間ほど質問をしてから、いよいよ協議をしてまいりますという形で、今回が初めて日にちまでを区切って答弁がありました。

再度、間違いはなかろうかと思えますけれども、少しのイレギュラー等は当然あるかと思えますけれども、町長は今10月1日と、これには相違ありませんか。どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

よほどのことがない限り、不可抗力というのはもちろんあるかもしれませんが、予定どおり進めていけば10月1日は十分可能というふうに思っております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

再度の質問で、もう変わらないと、10月1日からよほどのイレギュラーがない限りやるということでもあります。

これで私もオオカミ少年ならぬオオカミおじさんにはならず済むかなと、このように思います。

そんなに多くの高齢者の方がいるとは思いませんけれども、やはり現実的に病院等、医療機関等に行く交通手段すら持たない方もいらっしゃるのも、これも現実であります。このような方にとっては本当に朗報かなと、そのように思います。

それではこれからこの事業の内容について、今現在で決まっているようなこととか確認の意味も込めて、一通り聞いてまいりたいと思います。

この患者送迎サービスを受けるには、当然、白浜はまゆう病院に私は登録しなければならないのかと、そのように思うのでありますけれども、この登録基準というんですか、例えば年齢制限等を設けるのであるのかとか、また交通手段を本当に持っていない方のみに限るのかとか、そこら辺どうされるのかなと。幅広く言いましたら学生さんというんですか、中学生、高校生の方でも白浜はまゆう病院にかかっている人は誰でも登録さえしておけばそういった

学生さんにも幅広く適用があるのか。そこら辺の基準等とかがあるのかないのか、何かもう  
ぼちぼち10月1日から実施をするということでもありますから、ある程度決まっているので  
はないのかという意味を込めて質問をしてみたいと思います。

今私が言いましたように、登録を希望する方は全て登録されるんですか。そこら辺は今の  
ところどうですか。もし決まっているのであれば教えてください。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

今溝口議員から、送迎サービスを利用する患者さんの登録についてのご質問でございます。

まず、送迎サービスを利用する方が、白浜はまゆう病院に登録をしなければならないかとい  
うことでございますけれども、基本同病院に通院されている患者さんが利用されるという  
こととなりますので、特に登録を必要とする予定はないということでございます。

次に、年齢制限があるのかということでございますが、年齢制限につきましても特に設け  
てはなく、どなたでもご利用いただけるということでございます。ただし基本はあくまでも  
病院のみの送迎であり、他の患者さんとの乗り合わせもあることから、患者さんには限られ  
た時間内での移動となります。

次に、患者さんが交通手段を持たない方なのかどうか調べるのかということでございます  
が、基本的に送迎サービスを利用すれば、時間にも制限がかかり不便になりますので、交通  
手段を持たない方だけが利用されるものと考えており、特に調査等は考えていないとい  
うことでございます。

以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

いろいろ制限を設ければ運用もしやすい面、反対にまたそれを制限するようなことは、  
一々調査がどうこうというのは、またそれも大変労力である。ですから善意の解釈という表  
現が正しいのかどうか分かりませんが、やはりお困りの方がこういうような制度を利用  
すると、そのような前提になっての考え方かなと思います。

そしたら、今既に白浜地区では白浜はまゆう病院がこのドア・ツー・ドアの方式で運行を  
されていると思います。課長のほうから今答弁がありましたように、特に年齢制限等とかい  
ろんな交通手段を本当に持っている、持っていない、そんな調査もせずに、白浜はまゆう病  
院にかかっている患者さんが全て対象であると。そういうような答弁でありますから、当然  
そこから考えたら今現在もう既に運行している白浜地区の運行状況というか、その方法とい  
うか、これも当然そこら辺の登録基準はないものであるかなと推察をするわけでありませ  
ども、そうでありますか。今現在運行されている白浜地区の登録基準はどのようになって  
いるか、教えてください。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）



現在、白浜地区の登録基準というの、基本白浜はまゆう病院を利用される方が登録基準ということでございます。特にほかの方が利用するということではございません。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

分かりました。当然既に運行している白浜地区についてはそうであろうかなと思ったわけでありまして。確認の意味を込めて質問をいたしました。

それでは進めてまいります。今、はっきりと町長と濱口課長のほうからもありましたけれども、この運行方式につきましては、自宅まで送迎をするドア・ツー・ドア方式というのは、これも決定でありますか。再度確認をしたいと思っておりますけれども、この方式は、ドア・ツー・ドアで行うんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

運行方式についてのご質問でございます。

現在運行方式につきましては、自宅まで送迎するドア・ツー・ドア方式ということでございます。

以上です

○議 長

3番 溝口君

○3 番

それでは、この運行についての予約の受付、これの受付業務を委託にされるのかどうかはありますけれども、ここら辺は白浜はまゆう病院で受付業務をするのか。また、前から質問をしたときの答弁の中にも委託をするかどうかを含めて協議をしている最中であると、そのような答弁だったと思うんですけれども、受付の業務につきましては白浜はまゆう病院で行うんですか。それともどこかの業者さんに委託をされるんですか。どうですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

今回の件につきましては、予約受付や車両の運航を町内の公共交通関係機関に委託をする方法で考えております。

以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そしたら既に今現在行われている白浜地区での送迎サービス、これについての受付業務は多分白浜はまゆう病院でやられているのかと思うんですけれども、この白浜地区につきましては、今までどおり白浜はまゆう病院のほうで受付をし、今度新たに行う富田地域というか、この事業については委託というようなことなんですか。

○議 長  
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

議員おっしゃるとおり、現在旧白浜地域で行われているのは白浜はまゆう病院が直営でされています。今回新しくスタートする富田方面の関係につきましては、委託をする予定と聞いてございます。

○議 長  
3番 溝口君

○3 番

分かりました。そのように業務上の関係で白浜はまゆう病院で全てを受けるとなりましたら、これはまたふたを開けてみる、事業を開始しないと分かりませんが、もし万が一多数のそういった日々の受付業務のほうが頻繁になってきたら、今度は病院の業務のほうにも支障が出るかなと、そのような懸念で委託をすると。ですから、ここら辺も、またこの事業がスタートしてから、当然いろんな細部については見直しとかそんなのも行われるかとは思いますが、そこら辺で改善というんですか、見直すべきところはまた見直して、考えて対応していけばいいのかなと、そのように思います。

そしたら、次にまいっていきます。

これから行われる富田地域であります。運行を委託すると。町長の最初の答弁で運行車両のほうも発注をして今到着待ちであると。運行車両についてはどれぐらいの大きさのものを考えていらっしゃるのかと。今現在白浜地区で行われているのは軽自動車の4ドアタイプかと思うんですけれども、今回行われる富田地域においての運行業務、患者送迎サービスに使う車両というのはどれぐらいのものを考えているのか、そこら辺はどうなんですか、もう決まっているんですか。

議 長  
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

運行車両についてのご質問でございます。現在予定されているのが1,000ccクラスの車両をメンテナンスリースにより調達し、運行車両にされるということを伺ってございます。

以上です。

○議 長  
3番 溝口君

○3 番

今回の1,000ccですから、現在白浜地区で運行されている車両よりも大きくなる。台数はどうなんですか。台数は取りあえず1台からスタートされるんですか。それとも最初から2台ぐらいの体制で行かれるんですか。そこら辺はどうですか。

○議 長  
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

基本は1台を予定しておりますけれども、運行状況が最初のほうはやはりこういった混み具合になるか分からないので、この1台のほかにタクシーを送迎車両として配車することも計画、予定されているということでございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そしたら確認であります。当初は1,000ccの車1台で、それで白浜はまゆう病院での希望者の方が多かったら当面はタクシーも併用していくと。そのようなことですね。

当然、費用面からしたらタクシーを使った場合は、車の使用よりもタクシーのほうには通常の運行メーターというんですか、お支払いすると思うんです。タクシーを使った場合は通常のメーターによってタクシー会社にお支払いするのか、そこら辺はどうなっているんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

タクシーを補完的に使うということを最初から当初の契約の中に、タクシーの補完分も見込まれているということで、距離を走ったから追加料金が発生するというものではございませんということを伺っております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

十分当初の契約をしていかないと、そこら辺がおかしくなりましたら、事業の予算の高騰というか、下手したら運行事業の存続にもなってくると思うので、そこら辺は十分いろんな想定をして委託業者さんとも契約をしていただきたいと、そのように思います。

それで、このサービスがいよいよ始まって白浜はまゆう病院での富田地域の送迎だけでも、そこでせんだってからちょっと考えていた中で、ひょっとしたら今この西富田地区にも白浜はまゆう病院の分院となるのか西富田クリニックがあります。そこにも各先生方に来ていただいているわけですがけれども、例えば仮の話で、患者さんによったら、白浜はまゆう病院に行かんかっても、月曜日に白浜はまゆう病院の先生が西富田クリニックに来ていると。白浜はまゆう病院に行かんでも西富田クリニックのほうに送ってもらえたら私はそのほうがええんやと、そんな患者さんもいるのと違うのかなと思うんですけれども、そこら辺がもしあった場合の対処というか、十分考えられると思うんです。西富田クリニックも診療をしているわけですから、そこで私はいいのやというような患者さんがいた場合は、対応はどうなんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

富田地域の方を西富田クリニックまで送迎できるのかというご質問でございます。

ここも確認させていただいたんですけれども、基本的には富田地域から白浜はまゆう病院

までの送迎サービスということになりますので、今のところは予定していないということでございます。ただご指摘の件につきましても、ほぼ検討課題となっております、まだ始まってはおりませんが、今後の富田地域の送迎サービスの利用状況等を各地区から確認しながら調査研究をされるというところでございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

これが、違う医療機関にここはというのならちょっと問題があるかとは思いますが、あくまで事業主体は白浜はまゆう病院と。その白浜はまゆう病院がたまたま西富田クリニックを運営されると。そこにお医者さんも派遣をされると。患者さんによつたら、その先生が西富田クリニックに来ている月曜なら月曜か水曜かその曜日のときに、白浜はまゆう病院がちょっと遠いから西富田クリニックのこの先生がこの日だったら来ておるから西富田クリニックにお願いしますという患者さんというか、対象者の方は必ず発生するやろうと思うわけでありまして。そこら辺は柔軟に、そんなに事業的な費用の面とか運行が、それやったらややこしくなるとかも考えられるかと思いますが、そんなに言い合い腰になるような心配事も少ないのと違うかなと思っておりますので、はっきりとまだ決まってないようではございますが、10月1日までまだ日にち的に4か月、5か月ありますので、白浜はまゆう病院と運行のほうについてももう一度また協議をいただけたらと、そのように思います。

それでは先に進んでまいります。

そんなわけで患者送迎サービス事業の事業主体はあくまで白浜はまゆう病院であります。この白浜はまゆう病院に対して町が事業を実施できるように事業補助を行い、そして白浜はまゆう病院と今まで過去1年数か月余り協議をしてきたわけでありまして。

既に、白浜はまゆう病院への事業補助額につきましては、当初予算にも計上されております。この3月議会で既に可決もされているわけでありまして、いま一度、予算審査特別委員会のときにもこの金額について、事業についての質問はなかったのかなというふうに思っておりますので、また確認の意味を込めて聞きたいと思っております。

白浜はまゆう病院が考えていらっしゃる事業は、事業規模でいきますと予算的にはどれぐらいの事業費がかかって、そしてまた町はどれぐらいの金額を補助されるのかなど。全額補助するかどうか、予算審査特別委員会でもそういった詳しい質疑はなかったかと思っておりますので、確認の意味を込めまして、いま一度教えてもらえたらなと思っておりますけれども、ここら辺はどうですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

事業費についてのご質問でございます。

議員皆様のご理解の下、今年度の当初予算に計上させていただいており、事業主体である白浜はまゆう病院に、事業実施に係る経費の2分の1、上限250万円として当初予算に250万円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そうしましたら富田地域を含めた今回の新たなこの事業につきましては、2分の1の250万円と。2分の1ですからこれは半分は白浜はまゆう病院が負担をされるというような解釈になります。考えようによっては、白浜はまゆう病院も経営的には黒字でありますけれど、ずっと大変な病院経営をうまく切り詰めてというか、表現が適切どうかですけれども、黒字計上をしていると。その中で新たにまたこういった事業に対して白浜はまゆう病院も250万円は出費をします。そこに町が半分の250万円を出して行くと。

しかしこの金額で、言葉が適切ではないかなと思うのですが、白浜はまゆう病院の患者さんも増えるかなど。患者さんが増えれば売上げというか、医療費も白浜はまゆう病院に入るわけでありますけれども、それによって高齢者の方で困っていらっしゃる方の手助けになる事業でもあるし、そんなに経営的にはプラスの事業かどうかは分かりませんが、白浜はまゆう病院にとってもマイナスになることはないんじゃないのかなと、そのように思うわけがあります。

今回やる事業につきましては、250万円・250万円の総額、年間予算がざっと今のところ500万円ぐらいであるということでもあります。

1つ確認でありますけれども、既に今始まっている、行われている旧白浜地域での運行事業費、一度聞いたことがあるんですけども、再度ちょっと教えていただきたいなど。どれぐらいの比較対象になるか参考にしたいと思うんですけども、今行っている旧白浜地域の事業予算はどんな感じですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

現在旧白浜地域で送迎サービスを実施している事業費についてのご質問でございます。

事業費につきましては、確認させていただいたところ、白浜はまゆう病院の直営事業でございますけれども、車両リース代、人件費、燃料費等々で、令和4年度実績で年間約150万円弱ということでございます。

以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

今濱口課長から答弁がありました旧白浜地域の事業費の150万円につきましては、町からの補助金はゼロですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

直営事業になって、ここには補助金がついてございません。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

分かりました。今既に行われている旧白浜地域の事業の年間150万円につきましては、全て白浜はまゆう病院の直の予算でやっているということでもあります。

そんな中で、今回富田地域で行うこの送迎サービス事業については、町にも半分ほど何とか負担をしていただきたいというそのような形で協議が整い、2分の1ずつを出し合って、とにかく事業費は500万円でスタートすると、そのような形であると思います。

そしていよいよこれが始まるわけでありますけれども、今回のこの患者送迎サービス事業は主に富田地域ということでありますから、これは4富田の地域、椿まで含まれるのかなとは思うんですけれども、以前質問するについて事前に若干話を聞いたときには、ある地域は入っていないということでありますけれども、こちら辺は地域的にはどんな地域が想定されるんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

今回の送迎地域についてのご質問でございます。

基本富田地域を主としております。南白浜、北富田、富田、椿地区まで予定しております。ただ、西富田地区の才野、堅田は送迎地域から除いているというところでございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

この地域の設定につきましては、西富田地区を除く、北富田地区、東富田地区、栄地区、中地区、そして椿地区と。この中で西富田地区が外れたというのは、私の考えでありますけれども、西富田地区には先ほど冒頭から言っておりますように、西富田クリニックが白浜はまゆう病院さんの分院として存在しております。そのようなことから西富田地区には西富田クリニックがあるから西富田地区が外れたのかなとそのように推察をするわけでありますけれども、西富田地区が外れた理由というのはどんな感じなんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

基本、今回の無料送迎サービスにつきましては、今まで車両送迎サービスがない地域というところでございます。西富田地区の才野から白浜はまゆう病院につきましては、停留所が何か所かありまして、そこで実際利用される方がいらっしゃる。今回の富田地域、南白浜から北富田地区、東富田地区、椿地区までにおいてはこれまでにそういった車両のサービスが全くなかったというところで、そのような形で選択されてございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

ですからこの運行事業が始まって、各地域の中で今回の事業が対象外になっている西富田

地区の方々からも、西富田地区に西富田クリニックはあるけれども、地域によっては西富田地区もエリア的には広い。そんな中で高齢者の方の中でちょっと具合が悪いと、不都合やというような方のそういった声も、白浜はまゆう病院なり町のほうにもまた届くのではないのかなと、今後そのような形も考えられます。そこら辺はまた白浜はまゆう病院さんにもひょっとしたらそんな声も上がってくるのが予想されるから、今からそうなったときにはある程度のシミュレーションをして対処されたほうがいいのではないのかなと思います。

もし仮に西富田地区の高齢者の方も対象にすると、エリアに入れるとなった場合でも、そんなにびっくりするほど事業費がかさむというのは考えられにくいかなと思いますので、あくまで事業実施の主体は白浜はまゆう病院でありますので、事前ではありますけども、また協議をされておかれたらというふうに思います。そこら辺をまた頼んでおきたいと思います。先に行きます。

今回、こういった患者送迎サービス事業が白浜はまゆう病院主体で事業が始まると。そこに町が2分の1の補助金を出す。あくまでも町が出すわけですから、公金を町が出金をするわけでありまして、当該地域にも少ないのですが、ほかの医療機関もあるわけでありまして。ですからほかの医療機関から見たら、「町も半分白浜はまゆう病院の事業に補助金を出して。うーん」というような、そこら辺はうがった見方をしたら心配をするわけでありまして、ほかの医療機関ですか、こういった事業を開始して町も半分の補助金を出して高齢者の方の運行サービス事業の補助金を出しますと。ここら辺の説明を多分されているとは思いますが、この点につきましてはほかの医療機関に対しての事業の説明はされていらっしゃるんですか。どうなんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

送迎サービス実施に当たり、該当地域の医療機関への説明についてのご質問でございます。議員がおっしゃるように、該当地域の医療機関への説明は必要であると考えておまして、4月初旬に該当する医療機関に送迎事業についてのご説明をさせていただいたところでございます。医療機関のほうからは、特段ご意見もございませんでした。

以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そこら辺数は多くはありませんけれど、ほかの医療機関にも既に説明をしておると。ですからここら辺はちゃんと説明をしておかないと、やはり白浜はまゆう病院の理事長は町長であり、その事業に対して町が補助金を出す。あくまでも公金でありますから、ほかの医療機関からしたら、「うーん」というような形も当然考えられますので、それは事前に十分この事業についての説明をして、了解というんですか、ちゃんとしておりますということでありまして、これは一安心かなと思います。

そしてこの項については最後の質問になってくるかと思えます。

この患者さんの送迎サービス事業を実施するに当たって、対象地区の住民の方への告知方

法と言うのが必要になってこようかと思うわけであります。新聞紙上で町長が発表されてそれで終わられるのか。または町の広報誌がございます。富田区長会を通じて該当する区に対して告知するとかいろいろな方法は考えられるとは思いますがけれども、この辺につきましては白浜はまゆう病院さんが事業主体で、あくまで今回は町が補助を出すと。ですから町が先頭を切って告知をするというのもどうかというような感じがするわけでありますがけれども、この事業についての告知方法というのはどんな感じを考えていらっしゃるのかと。

当初から100%うまくいくとは思いませんけれども、冒頭に申しましたように、待っている高齢者の方もいらっしゃるのも事実であります。ですからこういった待ち望んでおられる高齢者の方がいるわけです。送迎サービス事業が開始されるから、せっかくなので事業であるから、より多くの方に事業当初から知ってもらいたいなと私も思うわけであります。こちらを町と白浜はまゆう病院との間では、この告知方法についてはどのような協議をされるのか、少し教えてください。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

住民の方への周知方法についてのご質問でございます。

初めに患者さんが利用されることでありますので、病院の受付での周知、そして白浜はまゆう病院、白浜町の広報誌等により周知、そして富田区長会からの要望でもありますので、関係する区長さんにもご報告をさせていただきたいと考えてございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

これは、冒頭、町長が、いろいろな今残っている手配等がうまくいけば10月1日から事業を開始したいと。10月1日から送迎サービスの事業をするわけでありますから、当然それ以前に告知を済ませておかないと、10月1日から始めますよという告知ではなしに、今から、今は6月ですからあと9月、10月ぐらいのときにいよいよ10月1日からこういった事業が始まりますよと。前倒しというんですか、この事業のスタートは10月1日でありますがけれども、ここまで決定をしているのであれば、あとは車両の納入の時期とかで、告知をしたけれども、10月1日にスタートするのは難しく、10月の第1週になるか中旬になることも考えられるかとは思いますがけれども、事前に告知の作業をして、うまくいって10月1日からスタートしたときには対象地区のそういった方には全て告知が終わっているという状態でこの事業をスタートされるほうがいいのと違うかなと思うんですけれども、こちらについては、白浜はまゆう病院さんとはどういうふうな形で協議をされているんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

周知の時期についてのご質問でございます。

議員がおっしゃるように、現在事業開始を10月1日をめどに進めておりまして、住民の皆様への周知につきましては送迎サービス用の車両の納車日等の関係もありますので、ここ



が一番大きな課題になっているんですけれども、できるだけ早い時期に考えてございます。  
以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そうですね。やっぱりできるだけ早い時期に、最低でも1か月、2か月ぐらい前には対象地区の住民の方にはこういった事業が始まりますと。ただし始まっても白浜はまゆう病院に通院をしてもらわなければあかんわけでありましてけれども、ですからそこら辺がうまく滑り出しができるように告知をしていただきたいなど、そのように思います。

そしてまた、せっかく10月1日という形を仮に言って、もし何かの車両の関係とかで例えば半月遅れても、それはそれで対象地区の住民の方から「何な、けしからん」というふうな、そんなに非難というんですか、そんな声はあまり起こらないのかなと思うわけです。いい事業を起こして用意をしても、どうしても今の時期は割と新車を購入しても車両の手配で1年待ち、半年待ちと時間がかかるというのも皆さんは知っているわけですから、そんなにイレギュラー的に事業が例えば半月遅れるとか1か月遅れるとかになっても、何もけしからんというような形に怒られるというのも考えにくいのかなと思います。ですからできる限り余裕を持って、より多くの該当する地域の方にはいろいろな方法をもって周知をしてもらえたらなと思います。

せっかくいい事業であると思いますので、これがスタートからうまく運営ができるように、そのように町としても白浜はまゆう病院さんと十分な協議をして滑り出しをしてもらえたらなと、そのように思うわけでありまして。

ですから、後々これからまた報告も、最終は9月議会には全員協議会か何かで報告があるかと思っておりますけれども、何かありましたら報告をお願いしたいと思います。

それでは議長、この項についての質問は終わりたいと思います。

○議 長

以上で、高齢者の交通手段についての質問は終わりました。

次に、観光施策についての質問を許可します。

3番 溝口君

○3 番

それでは、2項目につきましての質問に入りたいと思います。2項目といたしまして、観光施策についての質問になります。

この通告書の質問の要旨の中に、観光客の誘致と書いておりますけれども、主に質問の内容は、あくまで観光客誘致においては、我が町にあるそれぞれ3団体がございまして、観光協会と町がうまく機能すれば、観光客の誘致につながると。そのような観点から、観光協会の組織上の運営方法というんですか、そこら辺についてもっと効率よく観光協会が回れば観光客の誘致にもつながると、効率よくつながるのではないのかなというように思いから質問することにしました。

ストレートに観光協会の体制についてとかであったのですが、あくまで町の外部団体でありますので、こういった観光施策についてというような質問の題目になったわけでありまして。

それでは、2項目の観光施策についての質問に入りたいと思います。

この観光施策の質問の趣旨としましては、今、私が申し上げましたように観光客の誘致における課題と取組について、ですから町の行政として、観光客誘致のために様々な町としても施策を打ち出して実行しておるわけでありましてけれども、こういった施策を打ち出す前にはやはりその内容については町の観光協会とも意見交換をし、施策の修正などを行い、打ち出しそしてまた実行してきたと、そのように思うわけでありまして。

そんな中で白浜町には現在3つの観光協会があります。白浜地域にある一般社団法人南紀白浜観光協会、そしてまた椿地域にあります椿温泉観光協会、そして旧日置川町にあります日置川観光協会の3団体があります。私はこれからの白浜町の発展を考えたときに、平成18年に旧日置川町と合併をしました。既に合併をしてから20年が過ぎようとしているわけでありましてけれども、そういった中でこれからの観光の発展を考えたときに、私の考えではあります、組織的に観光協会などの組織を一本化して、行政と効率よく観光客誘致の施策を打ち出していくべきではないのかなと、そのように考えるわけでありまして。またそのような形を取らないと、今後インバウンド等とかこれからまた日本に来られる外国人の観光客、そういった方も多く白浜温泉に迎えて、そしてまた従来からの日本の国内のほかの地域からの観光客も白浜温泉に迎え入れると。この両建てを考えたときに、やはり迎え入れる側の1つであります観光協会等も効率よく一本化をして、そういった形で対応していかなければ、ほかの地域と競合したら、観光というのは競争でありますから取り残されていくのではないのかなと、そのような面も考えるわけでありまして。

ですから今回質問をしましてまいりますが、町が補助金を出しているとはいえ、あくまで行政外の団体のことでありますから、町が一方的に、こういう方向であるからこうすべきであるとかこうなさいとかそのようなことはなかなか指導というんですか、それを言うのは難しいかなと、そのように考えられます。しかし、方向性というんですか、そこら辺は町として方向性を助言できるのではないのかなと。そしてまた、助言もすべきであると、そのように私は考えるわけでありまして。そういう意味で、これから個々のケースについて質問をしましてまいりますので答弁をしてもらえたらと、そのように思います。

それでは、入っていききたいと思います。まず最初でありますけれども、今現在白浜町にあります南紀白浜観光協会ですか、これは国の補助金等が入るということで、南紀白浜観光局が前身であります。従来あった白浜観光協会からこの南紀白浜観光局の前身に替わったのは、そしてまた今現在の社団法人格の南紀白浜観光協会でありますけれども、こういうふうな変革を求めというか、国の補助金もあつたからという一因があるかと思っておりますけれども、何の目的があつて今現在の社団法人格を取つてなつたのか。何も考えないのであれば、前のそのままの白浜観光協会のままでも組織的によかつたと思っております。それが状況ががらつと変わつて、前身となつた南紀白浜観光局から現在の社団法人格を持つた南紀白浜観光協会になつたわけでありまして。この当初の目的というのは、どういった思いで今の南紀白浜観光協会に、社団法人格の南紀白浜観光協会になつたのか。そこら辺をいま一度当局のほうから考え方を教えてもらいたいなど、聞きたいと思っております。どうですか、教えてください。

#### ○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

ただいま溝口議員から、当初の白浜観光協会から南紀白浜観光局に替わったのは何の目的があったのかとご質問をいただきました。

簡単に当初の取組からご説明させていただきます。

まず、国のほうで地域の観光振興の施策として、観光地経営の視点に立って事業を策定、推進していく組織の創設を掲げ、地域が稼ぎ、地域の観光のかじ取り役を担う組織であるDMOという取組を推進してきました。DMOというのは日本語に訳しますと観光地域づくり法人というふうに訳されるものでございますけれども、このDMOの取組を推進してまいりました。白浜町におきましても、白浜観光協会がリーダーシップを取りDMOの組織化をしていくことで、平成28年から国の加速化交付金、また地方推進交付金を受け、白浜観光協会がDMOを担うことを前提に準備協議会が設立され、新たにビッグデータの収集、分析や首都圏などでのプロモーションや観光動画の製作などを実施するなど、地元が稼ぐことができ観光のかじ取り役を担える組織を目的としていたものというふうに理解をしています。その後、いろいろとございましたけれども、一般社団法人南紀白浜観光協会につながっているということでございます。

○議長

3番 溝口君

○3番

今町長から説明を受けていて、ああそう言えばDMO、説明があったかと、全員協議会であったかと。今町長が言いましたように、たしか自立をできる団体にしていくとそのような関係で、旧の従来の白浜観光協会から、前身であった南紀白浜観光局ですか、それで当然国の補助金も入ってくると。これは2年か3年の期間だったと思いますけれども、それを経てそういった自立ができる南紀白浜観光局というんですか、自立ができる団体として今現在の社団法人格を持った南紀白浜観光協会があるわけだと思います。

そんな進めてきている中で、どんな形でなっているかちょっと若干幾つかのことについて、各3団体の今現在の実情を聞いていきたいなと思います。そしてまた私も知らないことがいっぱいあるんですけども、そんなに時間もありませんけれど基本的なことをまず聞いてまいりたいと思います。

まず1つ目に社団法人格の南紀白浜観光協会ですけれども、これの会員数というか、法人の数でやられるのかどうかですけれども、南紀白浜観光協会の会員数、一般的な会員数と私は言いますが、何人ぐらいの会員数があるのか、そこら辺をまず教えてもらえたらと思うんですけどもどうですか。

○議長

番外 観光課長 新田君

○番外(観光課長)

令和5年4月1日現在の会員数でございますが、団体会員が12、一般会員が150の会員数となっております、合計162の会員の組織となっております。

○議長

3番 溝口君

○3 番

団体会員数が12で、一般会員数が150で合わせて162ということであります。これは若干分かっているのではありませんけれど、職員さんですね。昔からプロパーの職員さんもいらっしゃいます。そこに一時南紀白浜観光局のときに白浜町の職員も出向していたと思えますけれども、今現在こちらの職員体制というか、事務局体制というんですか、今現在の南紀白浜観光協会の事務局体制はどんな形になっているんですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

現在の一般社団法人南紀白浜観光協会の職員体制でございますが、正規職員が9名と臨時職員が5名の合計14名体制になっていると聞いております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

もうこれも当然南紀白浜観光局のときには町の職員さんの派遣もありましたし、たしか交通公社さんだったですか、専門のそういった旅行関係者の方も派遣があったと思うんですけども、そういう方は全て解消になって、あくまでプロパーさんと、あと今課長が言いましたように、臨時の職員さんといいますか、合わせての体制の14名ということですか。そうですね、当然町からの派遣はもう一切ありませんね、今のところ。どうですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

今議員おっしゃってございました町からの職員につきましては、昨年度末をもって終了しておりますので、町からの職員の派遣は現在ございません。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

それでは、毎年当初予算のときには各観光協会さんへの町の補助金が計上されているわけでもありますけれども、これも確認の意味でお聞きします。今年度からこの南紀白浜観光協会への補助金額は幾らでありますか。確認のためいま一度聞きたいと思えます。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

令和5年度の事業補助金としまして7,500万円、花火などの特別補助金としまして700万円の合計8,200万円を計上させていただいております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そして当然この南紀白浜観光協会には、役員さんとして監査委員さんですか、多分今答弁していただいています観光課長もこちらの役員さんに従来だったらなっていたと思うんですけども、そこら辺の町からの出向というんですか、出向になるのかは分かりませんが、町からの役員としては何人の方が登録されているのでしょうか、教えてください。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

役員につきましては白浜町のほうからは、理事が2名、監事が1名の合計3名が選出をさせていただきます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

理事が2名と監事が1名の合計3名ですね。

事業補助金が7,500万円と花火のときの700万円、合わせて8,200万円が町から補助金を出していると。それでまた昔から町の副町長か観光課長が役員か、理事かに名を連ねる。それはもう同じ体制で来られているということでもあります。これだけ出しているわけですから当然かなと思うわけでもあります。

今の南紀白浜観光協会の内容について大体聞きました。これについて、ほかの椿温泉観光協会、そしてまた日置川観光協会についてもどんな感じかというのを聞いてまいりたいと思います。

次に椿温泉の椿温泉観光協会についても確認で聞きたいと思っているわけでもあります。こちらの椿温泉観光協会の会員数というんですか、こちらは何名体制ぐらいでやられているのか教えてもらえますか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

こちらにつきましても、令和5年4月1日現在の会員数でございますけれども、7会員というふうにお聞きしてございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

それでまた、私も把握をしていますけども、議事録に残りますので聞きます。

町からの補助金というのは椿温泉観光協会には今年度は幾らされていますか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

今年度の事業費補助金につきましては、360万円を計上させていただいてございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

今年度は町から360万円と。椿温泉観光協会につきましては会員数は7名で今行われていると、そのようなことであります。

あと1つ同じことを、こちらの椿温泉観光協会につきましては事務局体制というのは必要になってこようかと思えますけれども、こちらの椿温泉観光協会の事務局体制はどんな感じですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

椿温泉観光協会につきましては、会長、副会長、会計、各1名ずつの3名の役員体制とお聞きしてございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

このことについては私も今観光課長から聞いて初めて知りました。会長さん、そして副会長さん、会計さんの3名でやられていると。しかし、会員数が7名でありますから、半分の方が役員になって、あと残りの方は4名ということかなと。7名体制で町から年間360万円の補助金が入り、事業展開を今までされてきたと。これがどういった形の効果が上がっていたかというのはそこはちょっと分からないところもありますけれども、こういうような今の実態あるということでもあります。

しかし、ここ数年来、ほかの町の事業も新型コロナウイルス感染症の関係でいろんな各団体、当然観光協会においてもイベントとかがいろいろあったとしても大変だったと思うわけです。しかし、今お聞きした中で特に椿温泉観光協会は会員数が全部で7名ですからいろんな事業をするのに大変な苦勞が要ったのではないかなと思うわけでありまして。新型コロナウイルス感染症の影響で、事業をするにも全ての事業が中止ではなかったかと思うんですけれども、こちらは大変だったと思うんです。町の観光課としてどういうふうな形で、これは大変だなとかこちら辺のところは把握できているのであれば1つ、2つ紹介していただけるのであれば、こんな点は小さい団体で大変だったというのは、観光課としてはどんな感じで捉えていましたか。もし言えるのであれば、教えてください。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおり、大きい、小さい関係なく、各団体とも行動制限であるとか各種イベントの中止などで、大変大きな打撃を受けたと聞いております。また、椿温泉観光協会においてもコロナで行動制限により、これを機会に廃業を考えるとというようなケースもあったと聞いてございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

分かりました。当然、会員数を聞きまして、この体制で長年やってこられたというのは、昔はもう少し会員の数が7名ということではなかったのかなと思いますけれども、しかしいかんせん大変小さい人数の規模の中での運営というんですか、その中である程度町から補助金も入ってきて、それに対してどういった効果が上がったのかというようなそこら辺も成果を上げようというのも本当に大変だったのではないかなと、そのように推察をいたします。

続いて日置川観光協会につきましても同じことを聞いてまいりたいと思います。

まず最初でありますけれども、日置川観光協会につきまして、会員数は何名ぐらいいらっしゃるのかなと。これも私は聞いたこともないので今この場で初めてお聞きするんですけれども、会員数は何名ぐらいですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

日置川観光協会の会員数についてですが、令和5年4月1日現在の協会会員数は、団体会員22団体、個人会員は1名になってございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

日置川観光協会につきましては、団体会員が22団体で個人会員が1名の合計で23ということであります。

同じことをお聞きいたしますが、今年度は町からの補助金というのは金額的に幾らの補助が入ったわけですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

町から日置川観光協会の令和5年度補助金は150万円を計上してございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

それではほかのところと同じ質問でありますけれども、こちらの日置川観光協会の事務局体制というのはどんな感じで今現在運営をされていらっしゃるんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

日置川観光協会の事務局体制についてお答えします。

まず役員につきましては会長1名、副会長2名、会計1名、監事3名、理事7名となっております。次に事務局についてなんですけれども、旧日置川町の取組を継承する形で日置川事務所産業建設係が事務局の役割を担ってまいりましたが、民間主導による新たな取組や機動性の向上を図るため、令和5年4月から事務局機能は日置川観光協会の会員である民間に移管されてございます。

以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

事務の委託ですか、これは日置川観光協会の団体会員さんになっているところに委託をされていると。差支えがなければ団体名なんかを公表するのはどうですか。もし差支えがなかったらここに委託をしているんですよという報告ができるのであればやっていただきたいんです。もし差支えがあるとなれば公表は結構です。どうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

観光協会の事務の委託先なんですけど、日置川観光協会の会員であります南紀州交流公社さんのほうに事務を委託していると聞いております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

これは当然委託をしているわけですから、費用というんですか、委託料が発生するのが普通ではないかと思うわけでありましてけれども、そこら辺の費用的な形はどういった形になっているんですか。もし言えるのであれば教えてください。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

日置川観光協会の内部のことでございますので、細かい数字は町が申し上げることではないですけれども、おおむね年間60万ぐらいで委託をしているというような、総会の資料のほうで確認をしております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

もうそれで結構であります。当然ほかの団体さんに委託をしているのでありますから、そちらの団体さんも無償でやられる場合もあるかとは思いますが、公的な事務でありますから、当然委託料が発生するというのは普通かなと思います。

しかし、町からの補助金が150万円のほかの収入というか、会費等があつて年間どれぐらいの予算でやられているのかというのは、私は承知をしておりますけれども、しかし委託料というのは全体の予算からしたら比重としてはある程度そこそこを占めているのではないのかなと、そのように推察をいたします。

以上、この3つの団体さんにつきまして通り一遍というか、当たり前といたら当たりの確認の意味での質問をさせていただきました。

そして冒頭に言いましたように、平成18年に合併をして、もうかれこれ20年になるわけです。普通の世の中の流れの中では他の事業でも広域という形で、例えばごみの収



集の衛生施設関連では、みなべ町を含むすさみ町までの広域でいよいよ対処していかなければならないというそうした時代にも入ってきております。せんだっての全員協議会では、消防業務につきましてもかなり広い範囲での広域というような形で話を進めていくということで、いろいろ協議をされているというように聞きました。

そんな中で、我が町の白浜町の成り立ちの一番重要な基幹産業であります観光産業、これは当然町が経営をしているわけではありません。それぞれを構築する商工会加盟の商売の方であるとか観光産業の商売をされている観光業者の方、そういった中で集まってうまくいつて白浜町が成り立っていると。そのかじ取り役の一役を白浜町は行政として担っているわけでありませう。

この中で、世の中で効率化を考えてより効果を発揮というような時代の局面において、旧態依然のままにそれぞれの観光協会が独立をしているというのも、私はちょっと解せない点もいっぱいあるわけだ。今の南紀白浜観光協会というのは、目的というのは町長からありましたように、自分たちで観光のそういった施策を打ち出して経営的に自立ができる、そういった団体を目指すのである。その1つの町の観光の中心的な先導役の南紀白浜観光協会の設立目的はこういったことだ。自立できて観光施策を打っていくと。あとの2つの観光協会につきましても、基本はもし、組織の変革はなかったとしてもそういった目的でないところからも生き残っていけないのではないかなと。いつまでも町の補助金を頂いて、大きな柱として何かのイベントをする。それだけでは、やはりせつかくある観光協会の中で観光施策をいろいろやって、町の一番の大黒柱である観光を発展させていく中では、もうぼちぼち1つの団体になれるのであればなつて、お互いが協力し合えるようになったほうが、それぞれの地域のそういった観光協会の発展、そしてまた観光についての発展もすることができるのではないかなと思うわけだ。

そんな観点から、各観光協会での統合、合併とは言いませんが、私はこの場合だったら統合かなと思うわけだ。統合についてどのようにそれぞれの3つの今の観光協会さんが考えていらっしゃるのかというのは、町としてざつくばらんとするか、非公式でもそこら辺を聞いたことがあるのかどうかというのをちょっと確認したいなと思うわけだ。そこら辺はどうですか。もしあるのだったら説明できるようにあればしていただけたらと思うんですけどもどうですか。

○議長 長  
番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

現時点では、3つの観光協会を1つの組織にというようなお声については、私のほうではお聞きはしてございません。

○議長 長  
3番 溝口君

○3番

そしたら、観光課長、それぞれの団体さんから、立ち話でこういうような話をするわけにはいきませうけれど、こういった題目についての正式な話とは違ひませうよ、正式な会議ではなくて、統合をやつたらお互いの効率がよくなつていい面があるな、どうかなとか、そこら

辺の話というか、ざっくばらんなそういったことについて話をされたことはないんですか。どうですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

3つをというようなお話は、私のほうではまだ経験がございません。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

これは私の個人的な見解でありますけれども、先ほども言いましたように、いろんなほかの団体が広域というような時代の中で、こういった観光協会が統合をして、3つの観光協会があって、お聞きしていたら会員数が一番大きいところは白浜にありますけれども、椿温泉観光協会でありましたら7名で運営をされてきた。日置川観光協会につきましても法人さんが22名と個人さんが1名の23名体制で、それで事務委託も同じ観光協会の法人さんのところに委託をしている。こういった点から考えていったら、1つに統合できるのであればやったほうがお互いがお互いの中で相乗効果があって、1足す1は2ではなくして1足す1は2.5、3、3.5、4と、そういうような形でうまくかみ合えば発展していくのではないかなと、私はそのように思うわけであります。

3つ一遍にという話もあろうかと思えますけれども、個人的には同じ温泉観光客の誘致とといった点から考えた場合、同じ観光協会が、旧白浜町にある今現在の南紀白浜観光協会と椿温泉観光協会とがまず統合して、そういうような可能性が地域的なことを考えても違和感が少ないのではないのかなと、そのように私は個人的には思っているわけであります。まず南紀白浜観光協会と椿温泉観光協会を統合するのが同じ温泉観光客の誘致と、そういう点からしても一致点がまずあるのではないのかなと。

合併してから20年が経過して、今まで旧の何々こうだというのもちょっと時代遅れの感がある年月が経過して来ておりますけれども、旧白浜町という観点からしても、まず南紀白浜観光協会と椿温泉観光協会とが統合するのがいいのではないのかなと私はそのように考えるのであります。町当局として、こういう考え方を例えば非公式にでも進言というんですか、水先案内人じゃないですけども、そこら辺をする考えはないのかな、どうかなと。こうしますかとか言うのは、外部の団体さんのことですからなかなか答弁しにくいとは思いますが、どんなものですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

椿温泉観光協会様につきましては、先ほど議員もおっしゃるように、独立した外部の団体でございますので、なかなか統合等についてこちらからいろいろな形でというのは難しい面があるんですけども、現在の会長様はあくまでも個人的な思いとしまして、やはり先ほど言うようにコロナ禍において会としても大変ダメージを受けたりということがあって、今後の運営とか会の在り方等について、課題であるとか不安な面とかという問題意識はお持ちで

あるということはお聞きしておりますので、その辺のところにつきましては、補助金等を担当してございますので、町としてもご相談に乗れるところは乗っていききたいし、進言できるところは進言していきたいと思っております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そうですね。そこら辺進言は、あくまで外部団体さんでありますから、町が幾ら補助金を出しているからやっぱりこういう時代の流れがあるからこうすべきでありますというのはなかなか言いにくいかとは思いますが。そういうような形で進言だけでもやっぱり言えるのであればおっしゃってもらえたらいいかなと。あとは両団体さんが話をしてというような形に、ずっと進んでいけばいいのかなと思うわけでありまして。

もう1つの日置川観光協会についてもお聞きしますけれど、合併をしてから結構な年月が過ぎます。こういった統合、合併とは言いません。統合については、もう日置川観光協会の中では、内部的にこういう話が非公式でも上ったことがあるのかなのか、そこら辺をちょっと言えるのであれば教えてもらいたいですけれど、町当局として、過去に非公式であるけどそういうような協議とは言わなくても話に上ったことがあるのかなのか、そこら辺の把握についてはどうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

日置川観光協会の内部で統合をしたほうがいいのかという意見はなかったのかというご質問をいただきました。

このことにつきましては、先日、正・副会長にお会いする機会がございましたので、過去に日置川観光協会の総会であったり役員会、こういった場面で南紀白浜観光協会との統合等に関する意見が出なかったのかということをお伺いさせていただいたんですけれども、そのような意見が出たことはなく、現在観光協会を統合する考えはないというふうに聞いております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

これはせんだって私も教えていただいたことなんですけれども、今現在の椿温泉観光協会、日置川観光協会は今現在南紀白浜観光協会の協会員にも加盟されていると、これお聞きしたんですけれど、この点につきましては事実ですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

椿温泉観光協会、日置川観光協会ともに一般社団法人南紀白浜観光協会の会員となっております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

これは町として観光課が、もし把握していればで結構でありますけれども、教えてもらいたいです。

しからばこの南紀白浜観光協会にわざわざ加盟した目的とか理由はどういうような形ですか。日置川観光協会は南紀白浜観光協会と統合はあまり考えたことがないというあり、会員にはなっていると。そこら辺はどういう目的であったのか、把握をされているのであれば教えてください。どうですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

加盟の経緯につきましては、令和3年4月1日に旧の白浜観光協会と旧南紀白浜観光局DMOですけれども、それが統合するに当たり、DMOとして白浜町全体の観光振興、地域づくりに取り組んでいきたいというような思いから、両団体に加入の打診を行ったということ聞いてございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

結果的に正式な組織の統合等にはなっていないけれども、それぞれの団体が3つありますけれども、現実から見たら南紀白浜観光協会の会員にこの2つの団体さんが入っていると。違う見方からしたら同じ白浜支部というか、白浜支部、椿支部、日置川支部と、現実的にはそんな形にも考えられることではないのかなと。それがうまく、合併というとか何か消えてなくなるのではなしに、そんな1つの観光の目的で地域が潤う、活性化というような目的であるならば、同じ1つの大きな中でやったほうがお互いの組織の中で何かをするときに協力し合う体制があつて、先ほど言ったように1足す1は2でありますけれども、それが2・5も3にも膨らむのではないのかと、私は素人からしたらそう考えるのであります。

個人的に私が今言いましたように、ここら辺で南紀白浜観光協会を1つとして、白浜部会、椿部会、日置川部会として全体で協議を進めていき、それぞれの部会の中で何かをするときに協力し合う体制のほうがスムーズにいくのと違うのかと。スムーズにいくということは、今までの結果が1か2か知りませんが、それがよりよい効率の結果としていい結果が生まれやすいようなそんな環境というか、状態にはなるのと違うのかなと。ひいては町の発展にもつながるのではないのかなと。

旧態依然とは言いませんけれども、前から我々この地域にある観光協会やから我々ここだけで細々とでもやっているのやというのは1つの考え方ではあるかとは思いますが、このような時代背景の中になってきたときに、やはり同じ目的意識があるのであれば1つの団体の統合というのは、別に消えるわけではないんだから、何々部会となった中であつて今までの予算はちゃんと担保をして運営ができるのであればよりよい効果が生まれるのではないのかと、そのように思うわけでありまして。

ここら辺の水先案内というんですか、町として示しても何ら町がそんな一方的なことには

私はならないのではないのかなと思うわけであります。ここら辺は町長もなかなか言いにくいような考え方も問題ではありますけれども、何もせえとかいうのではなしに、いろんな可能性を含めた中でこういうことも考えられますよというような、水先案内人の中で問題提起とか、1つの情報提起というのになれば、効率よくなると。ひいては町の発展に、観光の発展につながるというような、そこら辺の水先案内人的な意見を述べるという、そこら辺の考え方というのは、町長としてどういうふうにお考えですか。もし言えるのであれば結構です。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま溝口議員から、水先案内人としての町としての統合についての意見交換の場をつくってみてはどうかというふうな趣旨のご意見、ご質問だと思います。

先ほどからもありましたように、いずれの団体も行政外の独立した団体でありまして、統合等につきましても、それぞれの事情や課題があると考えております。また、コロナ禍におきまして大きなダメージを受けて、これからより多くのお客様を呼び込んでいくためには、今まで以上に、地域が一丸となって取り組んでいく必要があると考えております。

今年度は新型コロナウイルス感染症の2類から5類への移行を受けまして、様々なイベントの再開や新たな取組等も始まっているというふう聞いております。コロナ禍を経まして旅のスタイルの変化や観光ニーズの多様化等、以前にはなかった観光ニーズへの対応など課題も多くある中で、既に事務局レベルにおきましては、観光協会をはじめ、町や経済団体の役割の再認識等について意見交換等を行っているというふう聞いております。

また、会員数の減少や伸び悩み、高齢化等の課題もあると聞いておりますので、それぞれにとってよりよい形となるよう、問題提起等も含め、より地域が一丸となり、観光のまち白浜が活気づき、これから栄えるように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それぞれの観光協会にはそれぞれの今までの取組あるいは過去のいろいろな実績が多々ございますので、すぐというわけにはいかないと思いますし、当然これから議論をする中で、いろんな可能性が出てくることももちろんあるかと思います。そういう意味では、我々町といたしましても、慎重に、それから、将来に向けてどういう可能性があるのかということを探求していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

もう残り3分少々になりました。あくまでも白浜町当局外の団体ではありますけれども、しかし、3つの団体に合わせて8,000万円以上の公金が毎年入っているわけでありまして、そしてまたその団体が、それぞれで町の1つの施策の重要な柱である観光について運営しています。

ですから、こうせよとはなかなか言えないとは思いますが、私は効果があるのだつたら統合も1つの視野に入れて、なる、ならんは別として、やはり協議をしてもいいのでは

ないかと。そこら辺の意見交換の場を、町として積極的にとは言いませんけれども、どうなるか分かりませんが、それで一度投げかけてみて、いやそんなのは必要ではないと言うのだったら、それはその団体さんがそれぞれの考え方もあろうかと思えます。そうしたほうが、もう少しまくいったときには飛躍的な効果が発揮できるのではないかなと、そのように思っているわけです。そういうような観点からもし言える場合がありましたら考えて、そういった形で投げかけてもらいたいと、そのように申し上げまして、私のこの項についての一般質問を終わりたいと思えます。

○議 長

以上で、観光施策についての質問は終わりました。

以上をもって、溝口君の一般質問は終わります。

一般質問はこれをもって終結いたします。

本日はこれをもって散会し、次回は6月20日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 正木 秀男は、14時27分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和5年6月16日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員